新発田市特定共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新発田市建設工事入札参加資格審査規程(平成3年新発田市告示第23号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、規程第13条に規定する特定共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 特定共同企業体の発注に付すべき工事(以下「対象工事」という。)は、 次の各号のいずれかに該当する工事のうちから市長が指定したものとする。
 - (1) 技術的難度の高い工事で、全体工事費がおおむね5億円以上のもの
 - (2) 研究開発型工事、実験型工事その他特殊技術を要する工事で、特定共同企業体による施工が必要と認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の規模、性格等に照らし特定共同企業体に よる工事が効果的かつ円滑な施工を確保できると認められる場合には、対象 工事とすることができるものとする。
- 3 前2項の規定により対象工事としたものであっても、単体で施工できる者があると認められる場合には、単体で施工できる者と特定共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。
- 4 対象工事の指定及び特定共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。) の資格要件は、新発田市建設工事契約等審査委員会規程(平成17年新発田 市告示第166号)で定める新発田市建設工事契約等審査委員会(以下「審 査委員会」という。)の審査を経なければならない。

(構成員の要件)

- 第3条 構成員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 対象工事に対応する工事種類の有資格者(規程第6条第1項に規定する

入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。)であること。

- (2) 対象工事の規模、技術的難度、施工条件等により、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可の種類、入札参加資格審査結果の総合評点、対象工事が等級のある工事である場合は工事の等級に対応する建設業者の格付等級、施工実績、営業所の所在地その他のその都度定める条件を満たす者であること。
- (3) 対象工事に対応する工事種別の等級が設けられている場合は、最上位等級に格付けされている者であること。
- (4) 対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事現場に専任で配置できる者であること。
- 2 前項各号列記以外の部分及び第3号の規定にかかわらず、対象工事の性格等に照らし、審査委員会が特に認める場合は、最上位等級の直近下位の等級に格付された者を構成員とすることができる。

(結成等)

- 第4条 特定共同企業体は、構成員が自主的に結成するものとする。
- 2 構成員は、当該対象工事の入札について、他の特定共同企業体の構成員に なることはできない。
- 3 構成員は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特に大規模で、かつ、技術的難度の高い工事に ついては、構成員を4者とすることができる。

(出資比率)

- 第5条 構成員の最小出資比率は、次によるものとする。
 - (1) 構成員が2者の場合 30パーセント
 - (2) 構成員が3者の場合 20パーセント
- 2 前条第4項の規定により構成員が4者の場合の構成員の最小出資比率は、 15パーセントとする。

(代表者)

- 第6条 特定共同企業体の代表者は、最上位等級の者とする。ただし、最上位 等級の者が2者以上の場合は、施工能力及び施工実績を勘案し、構成員間で 決定された者とする。
- 2 特定共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならない。 (企業体の入札及び見積等)
- 第7条 特定共同企業体に対する入札事項の通知及び見積書を徴する場合の通知は、特定共同企業体の代表者に対して行うものとする。
- 2 特定共同企業体の入札書又は見積書には、構成員全員が記名押印しなけれ ばならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、代理人を定め入札書又は見積書を提出すること について委任した場合は、当該受任者の記名押印をもって入札書又は見積書 を提出することができる。
- 4 電子入札対象の入札については、別に定める。

(企業体との請負契約)

- 第8条 特定共同企業体と締結する請負契約書には、構成員全員が記名押印しなければならない。
- 2 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、すべて特定 共同企業体の代表者を相手方とする。

(企業体からの脱退に対する承認)

第9条 構成員は、市長の承認を受けなければ、工事の途中において特定共同 企業体から脱退することができない。

(その他)

第10条 この基準の規定によることが困難であると審査委員会が認める特定 共同企業体の取扱いその他の事項については、審査委員会が別に定めるもの とする。

附則

1 この基準は、平成9年11月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に特定共同企業体を結成し、工事を請負っている ものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成26年1月8日から施行する。

附則

この基準は、平成26年5月1日から施行する。